

沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図るため、市町村が実施する補聴器の購入等に要する経費を助成する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「補聴器購入費等」とは、別表1に定める新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数欄の年数が経過した後に補聴器を更新する経費、若しくは別表2に定める修理に要する経費をいう。
- (2) 「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に定める者をいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市町村が実施する軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業とする。

2 前項で掲げる「軽度・中等度難聴児」とは、次の要件の全てに該当する18歳未満の児とする。

- (1) 沖縄県内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されていること。

3 次のいずれかに該当する場合は、交付対象の除外とする。

- (1) 保護者又はその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補聴器の購入又は修理のあった月の属する年度（補聴器の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額46万円以上であるとき。
- (2) 当該補聴器購入費等について、法令の規定による支給が受けられるとき。

(補助金の対象経費及び補助基準額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、軽度・中等度難聴児に係る補聴器の購入費等について、市町村が、次号及び第3号で定める補助基準額から寄付金その他の収入額を控除した額の3分の2を限度に助成する場合における当該助成に要する経費とする。

ただし、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯については、市町村が10分

の10を限度に助成する場合における当該助成に要する経費とする。

- (2) 補聴器の購入費に係る補助基準額は、別表1に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額又は補聴器の購入、更新に要した費用のいずれか低い額とする。
- (3) 補聴器の修理費に係る補助基準額は、別表2に定める基準価格の100分の106に相当する額又は修理に要した費用のいずれか低い額とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、前条第1項第1号で定める補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付申請をする場合は、市町村長は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書
- (2) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算（実績）内訳書
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第1項第1号のただし書きに基づく生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯に対する助成がある場合には、前項第2号の積算（実績）内訳書の内訳として当該世帯分とそれ以外の世帯分とを各々に作成し添付するものとする。

(変更に係る承認申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める交付申請の手續に従い、第2号様式による変更申請書に関係書類を添えて知事が定める日までに提出して行うものとする。

2 申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書
- (2) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算（実績）内訳書
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第1項第1号のただし書きに基づく生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯に対する助成がある場合には、前項第2号の積算（実績）内訳書の内訳として当該世帯分とそれ以外の世帯分とを各々に作成し添付するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、第6条又は前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第3号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、市町村は第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村長は、事業が完了したときは、第5号様式による事業実績報告書に係る書類を添えて、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日までに知事に提出して行うものとする。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金精算額調書
- (2) 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算(実績)内訳書
- (3) 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第1項第1号のただし書きに基づく生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯に対する助成がある場合には、前項第2号の積算(実績)内訳書の内訳として当該世帯分とそれ以外の世帯分とを各々に作成し添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に対して、速やかに確定の通知を行うものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、市町村長に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第9条の交付対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継

続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合について、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部を返還を命ずる。

(関係帳簿の作成)

第14条 市町村は、補聴器購入費等の交付にあたり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(補助金の経理及び帳簿等の保存)

第15条 市町村は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備しなければならない。

- 2 前項に定める補助金に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行し、令和3年度予算にかかる補助金から適用する。

別表（第2条関係）

1 購入及び更新基準

番号	補聴器の種類	1台当たりの 基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
(1)	軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として 5年
(2)	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
(3)	高度難聴用ポケット型	50,600		
(4)	高度難聴用耳かけ型	52,900		
(5)	重度難聴用ポケット型	64,800		
(6)	重度難聴用耳かけ型	76,300		
(7)	耳あな型（レディメイド）	96,000		
(8)	耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
(9)	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
(10)	骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
(11)	F M型補聴器の場合は、基準額に右欄のものを追加できる。		①F M型受信機 80,000円 ②ワイヤレスマイク 98,000円 ③オーディオシュー 5,000円 ※ワイヤレスマイクは1台のみ	

2 修理基準

番号	修理部位	基準価格 （円）	備考
(1)	耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
(2)	耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
(3)	耳あな型スイッチ交換	3,150	
(4)	耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
(5)	耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
(6)	耳あな型極板交換	1,050	
(7)	耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400	
(8)	耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600	
(9)	耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500	
(10)	耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,950	
(11)	耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200	
(12)	耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000	
(13)	耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100	
(14)	耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900	
(15)	耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100	
(16)	耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900	
(17)	耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
(18)	耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
(19)	耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
(20)	耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	

(21)	耳あな型サスペンション交換	890	
(22)	耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700	
(23)	耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200	
(24)	耳かけ型ケース組立交換	3,750	
(25)	耳かけ型スイッチ交換	4,500	
(26)	耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	
(27)	耳かけ型極板交換	1,470	
(28)	耳かけ型ボリューム交換	6,450	
(29)	耳かけ型マイクロホン交換	11,810	
(30)	耳かけ型レシーバー交換	12,120	
(31)	耳かけ型トリマー交換	1,900	
(32)	耳かけ型フック交換	620	
(33)	耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
(34)	耳かけ型耳栓組立交換	600	
(35)	耳かけ型サスペンション交換	640	
(36)	耳かけ型アンプ組立交換	29,880	
(37)	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
(38)	重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
(39)	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
(40)	重度難聴用イヤホン交換	5,490	
(41)	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	
(42)	重度難聴用コード交換	1,800	
(43)	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400	
(44)	眼鏡型ケース組立交換	9,400	
(45)	眼鏡型スイッチ交換	3,450	
(46)	眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
(47)	眼鏡型極板交換	1,400	
(48)	眼鏡型ボリューム交換	4,580	
(49)	眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
(50)	眼鏡型骨導子交換	16,400	
(51)	眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
(52)	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200	
(53)	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700	
(54)	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350	
(55)	眼鏡型テンプレート（補助つる）交換	3,100	
(56)	眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
(57)	眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
(58)	ポケット型ケース組立交換	5,400	
(59)	ポケット型クリップ交換	1,200	
(60)	ポケット型スイッチ交換	3,500	
(61)	ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
(62)	ポケット型極板交換	1,350	
(63)	ポケット型ボリューム交換	4,580	
(64)	ポケット型マイクロホン交換	5,400	
(65)	骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
(66)	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
(67)	ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
(68)	F M型受信機交換	80,000	
(69)	F M型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
(70)	F M型用ワイヤレスマイク交換（充電電池を含む）	98,000	
(71)	F M型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
(72)	F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの

(73)	F M型受信回路組立交換	46,000	
(74)	F M型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの
(75)	F M型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの
(76)	F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの
(77)	F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの
(78)	F M型受信機ケース（端子）交換	5,000	
(79)	F M型受信機スイッチ交換	4,000	
(80)	F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
(81)	F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
(82)	F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
(83)	F M型用ワイヤレスマイク充電電池交換	5,000	
(84)	F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500	
(85)	F M型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
(86)	イヤモールド交換	9,000	
(87)	コンセント交換	830	
(88)	I C 回路交換	4,550	
(89)	イヤホン交換	3,170	
(90)	コード交換	680	
(91)	トランジスター又はダイオード交換	2,050	
(92)	抵抗交換	2,050	
(93)	コンデンサ交換	2,050	
(94)	トランス交換	1,900	
(95)	オーディオシュー交換	5,000	

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長

（元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

交付申請額 金 _____ 円

（添付書類）

- 1 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書（第1号様式 別紙1）
- 2 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算（実績）内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

第1号様式 別紙1

(元号) 年度 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書

市町村名: _____

(単位:円)

事業名	補聴器購入費等① (見込)	寄附金その他の 収入額②	自己負担額③	県補助基本額 (市町村助成 予定額) ④ (①-②-③)	県補助所要額⑤ (④×1/2以内)
沖縄県軽度・中等度難 聴児補聴器購入費等助 成事業					

- (注) 1 本表は、沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算(実績)内訳書(別紙2)をもとに記入すること。また、同内訳書を本表に添付すること。
- 2 ①欄の補聴器購入費等(見込)は、別紙2の「計AF」の合計金額を転記すること。
- 3 ②欄の寄附金その他の収入額は、別紙2の「寄附金その他の収入額AC」の合計金額を転記すること。
- 4 ③欄の自己負担額は、別紙2の「自己負担額AD」の合計金額を転記すること。
- 5 ④欄の県補助基本額(市町村助成予定額)は、別紙2の「市町村助成額AE」の合計金額を転記すること。
- 6 ⑤欄の県補助所要額は、千円未満を切捨てにすること。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長

（元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金の交付額変更申請について

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る変更申請について、交付額を変更して交付されたく、関係書類を添えて申請する。

（添付書類）

- 1 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書（第2号様式 別紙1）
- 2 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算（実績）内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

(元号) 年度 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調書

市町村名: _____

(単位:円)

事業名	補聴器購入費等① (見込)	寄附金その他の 収入額②	自己負担額③	県補助基本額 (市町村助成 予定額) ④ (①-②-③)	県補助所要額⑤ (④×1/2以内)	既交付決定額⑥	差引追加交付 (一部取消) 申請額⑦ (⑤-⑥)
沖縄県軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成事業							

(注) 1 本表は、沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算(実績)内訳書(別紙2)をもとに記入すること。

また、同内訳書を本表に添付すること。

- 2 ①欄の補聴器購入費等(見込)は、別紙2の「計AF」の合計金額を転記すること。
- 3 ②欄の寄附金その他の収入額は、別紙2の「寄附金その他の収入額AC」の合計金額を転記すること。
- 4 ③欄の自己負担額は、別紙2の「自己負担額AD」の合計金額を転記すること。
- 5 ④欄の県補助基本額(市町村助成予定額)は、別紙2の「市町村助成額AE」の合計金額を転記すること。
- 6 ⑤欄の県補助所要額は、千円未満を切捨てにすること。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長

（元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金
の中止（廃止）承認申請について

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助事業を中止（廃止）したいので、その承認を申請する。

記

- 1 事業の中止（廃止）の内容
- 2 事業の中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長

（元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
補助金概算払請求書

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり概算払いを請求します。

金 _____ 円

区 分	金 額
交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円
差引残額	円

口座振替依頼	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長

（元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
補助金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業
の実績について、関係書類を添えて報告する。

（添付書類）

- 1 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金
精算書（第5号様式 別紙1）
- 2 （元号） 年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金
積算（実績）内訳書（別紙2）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

(元号) 年度 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金精算額調書

市町村名: _____

(単位:円)

事業名	補聴器購入費等① (見込)	寄附金その他の 収入額②	自己負担額③	県補助基本額 (市町村助成 予定額) ④ (①-②-③)	県補助所要額⑤ (④×1/2以内)	既交付決定額⑥	補助金額⑦ (⑤と⑥のいずれか低 い額)
沖縄県軽度・中等度難聴 児補聴器購入費等助成事 業							

(注) 1 本表は、沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算(実績)内訳書(別紙2)をもとに記入すること。

また、同内訳書を本表に添付すること。

- 2 ①欄の補聴器購入費等(見込)は、別紙2の「計AF」の合計金額を転記すること。
- 3 ②欄の寄附金その他の収入額は、別紙2の「寄附金その他の収入額AC」の合計金額を転記すること。
- 4 ③欄の自己負担額は、別紙2の「自己負担額AD」の合計金額を転記すること。
- 5 ④欄の県補助基本額(市町村助成予定額)は、別紙2の「市町村助成額AE」の合計金額を転記すること。
- 6 ⑤欄の県補助所要額は、千円未満を切捨てにすること。

(元号) 年度 沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算(実績)内訳書

市町村名: _____

(1) 新規購入又は更新

補聴器の種類	新規購入							更新							合計						
	件数			金額				件数			金額				件数			金額			
	申請 件数 A	決定 件数 B	決定 台数 C	寄付金その他 の収入額 D	自己負担額 E	市町村助成額 F	計 (D+E+F) G	申請 件数 H	決定 件数 I	決定 台数 J	寄付金その他 の収入額 K	自己負担額 L	市町村助成額 M	計 (L+M) N	申請 件数 (A+H) O	決定 件数 (B+I) P	決定 台数 (C+J) Q	寄付金その他 の収入額 (D+K) R	自己負担額 (E+L) S	市町村助成額 (F+M) T	計 (G+N) U
軽度・中等度難聴用ポケット型	件	件	台	円	円	円	円	件	件	台	円	円	円	円	件	件	台	円	円	円	円
軽度・中等度難聴用耳かけ型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
高度難聴用ポケット型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
高度難聴用耳かけ型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
重度難聴用ポケット型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
重度難聴用耳かけ型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
耳あな型(レディメイド)							0							0	0	0	0	0	0	0	0
耳あな型(オーダーメイド)							0							0	0	0	0	0	0	0	0
骨導式ポケット型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
骨導式眼鏡型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
FM型							0							0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 市町村助成額には、補聴器購入費から寄付金その他の収入額を控除し、市町村が必要と認める額と別表(1)に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額とを比較して、そのいずれか少ない額の3分の2(生活保護受給世帯及び市町村住民税非課税世帯については10分の10)以内の額で、市町村が助成した額を記入すること。
 2 交付申請時は年間の見込額を、実績報告時は年間の実績額を記入すること。

(2) 修理

修理部位	件数			金額			
	申請 件数 V	決定 件数 W	決定 台数 X	寄付金その他 の収入額 Y	自己負担額 Z	市町村助成額 AA	計 (Y+Z+AA) AB
	件	件	台	円	円	円	円
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

総合計(新規購入、更新、修理)			
寄付金その他 の収入額 (R+Y) AC	自己負担額 (S+Z) AD	市町村助成額 (T+AA) AE	計 (AC+AD+AE) AF
円	円	円	円
0	0	0	0

- (注) 1 修理部位には、別表(2)に定める修理部位の中から該当するものを記入すること。
 2 市町村助成額には、補聴器修理費から寄付金その他の収入額を控除し、市町村が必要と認める額と別表(2)に定める基準価格の100分の106に相当する額とを比較して、そのいずれか少ない額の3分の2(生活保護受給世帯及び市町村住民税非課税世帯については10分の10)以内の額で、市町村が助成した額を記入すること。
 3 交付申請時は年間の見込額を、実績報告時は年間の実績額を記入すること。